

名家連ニュース

令和3年7月26日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.817号

令和3年5月15日(土)に開催された第23回名家連総会の議案書審議の概要は名家連ニュース804号で発信させていただきました。少々遅れましたが、総会で議決された令和3年度の「名古屋市への要望事項全文」についてご報告させていただきます。

令和3年度 名古屋市への要望事項

1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の具体化

(1) 4ブロック調整会議の継続と充実を図って下さい。

(2) 無支援状態にある精神障害者と家族への具体的支援を推進して下さい。



- ① 市内全域(4ブロック)に「保健・医療型のアウトリーチ事業」を創設して下さい。
- ② 保健センター及び基幹相談支援センターに「精神分野の訪問支援員」を増員・配置して下さい。
- ③ 保健所体制の再編を契機に各区保健センターの家族教室開催回数の不均衡を改善して下さい。また、家族教室の内容についても、各区の家族会の要望や意見を取り入れて下さい。
- ④ 「移送」や「緊急」時の365日・24時間対応の相談支援体制を確立して下さい。
- ⑤ 地域生活支援拠点に「緊急時の家族を対象とした一時避難所及び短期入所機能」を追加して下さい。
- ⑥ 大人の発達障害者への相談支援窓口の明確化と具体的な家族・本人への支援策を講じて下さい。

(3) 長期入院者の退院促進に不可欠な住まいの場を確保して下さい。

- ① 生活訓練施設(通所型、宿泊型)及びグループホームを拡充して下さい。
- ② 市営住宅優先入居枠の拡大及び市営住宅のグループホーム利用を促進して下さい。
- ③ 市有地を無償で貸与するなどグループホームの増設を後押しして下さい。



(4) 相談支援専門員の人材育成と福祉事業所職員の社会的地位の向上を図って下さい。

- ① 精神障害者福祉の業務に携わる正規職員は、有資格者(PSW等)として下さい。
- ② 精神の相談支援は、信頼関係を築くまで多大な「時間」「労力」「忍耐」が求められます。本人の社会参加を左右する相談支援専門員の社会的役割を評価し、待遇改善と人材育成に努めて下さい。

2. 障害者手当、医療費助成など地域間格差・障害者間格差の是正



(1) 県下市町村及び他障害同様に障害者手当(扶助料)を支給して下さい。

(2) 県下市町村同様に自立支援医療費(精神通院)の自己負担額を無料にして下さい。

(3) 9倍に達する精神障害者保健福祉手帳の等級判定の全国格差を是正して下さい。

名古屋市においても年々、1級判定の比率が低くなる一方で3級判定の割合が高くなっています。

手帳等級判定は医療費助成や障害福祉サービスに直結し、家族と当事者の生活を左右します。

9倍もの格差は見過ごせません。等級判定の審査基準の見直し・適正化を早急にすすめて下さい。

(4) 愛知県に対し、次の事項について他障害者との制度間格差の是正を求めて下さい。

- ① 他障害同様の福祉医療制度(全科対象の医療費助成)の実施を働きかけて下さい。
その財源で精神障害者保健福祉手帳3級所持者も医療費助成(非課税者対象)の対象として下さい。
- ② 他障害同等の在宅重度障害者手当の適用を働きかけて下さい。

3. 障害者雇用促進法改正を踏まえた精神障害者雇用施策の推進



- (1) 短時間雇用の促進及び精神障害者の障害特性に配慮した就労環境を整備して下さい。
- (2) 名古屋市全局を対象に嘱託・正規職員の採用拡大と民間企業への就労促進を要請して下さい。

4. 他障害者同等の交通運賃割引制度の適用



- (1) 中部運輸局と連携して「名鉄」「近鉄」「JR東海」及び愛知環状鉄道等の県内地方鉄道、及び「中日本高速」「名古屋都市高速」「旅客船」「タクシー」等の交通事業者に「他障害者同様に精神障害者も割引の対象」にするよう働きかけて下さい。
- (2) タクシー利用券については、精神障害者の障害特性に配慮して、特別福祉乗車券を利用することが困難な方々も対象にするようにして下さい。

家族の切実な要望実現に向けてご一緒に努力していきましょう!!

第6期名古屋市障害福祉計画の着目点

令和3年4月に施行された第6期障害福祉計画において精神障害者家族ピアサポート総合事業が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」事業から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」に移されることになりました。

施行後も今まで通り、名家連が委託を受けて実施していますが、総合支援法という法律の後ろ盾が無くなることを心配する声が挙がっています。名古屋市には先々も事業が継続されるよう要請していきます。

自発的活動支援事業とは？(第5期計画実績、第6期計画見込み量の原文紹介)

自発的活動支援事業は、障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになるための活動に対する支援を行う事業です。

本市では、障害者等や障害者等の家族、地域住民等による自発的な取組を支援するため、次の各事業を実施しています。(※第6期名古屋市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画冊子の89・90ページに記載)

区分	事業内容
精神障害者家族ピアサポート総合事業	精神障害者の家族を対象に、家族による家族ならではのピア相談を行う「家族ピア相談事業」や、家族同士が繋がりを深める「家族交流事業」を実施します。
精神保健福祉市民活動セミナー	こころの健康や精神障害(者)について正しい理解を深めてもらうとともに、地域における精神保健福祉に関する市民活動を推進するために、ボランティアを育成します。
市民活動フォローアップ事業	精神保健福祉市民活動セミナー受講修了者を対象に、ボランティア活動を始めとする市民活動を自力で行えるよう援助し、また市民活動に必要な知識や情報等を提供します。